

2/1(水)から

交通・学童等災害共済の加入受付開始

年会費

大人

交通共済 500円

18歳未満

交通共済と学童等共済あわせて 200円

交通災害共済制度とは

この制度は、市民のみなさんが会費を出し合って会員となり、不幸にして交通事故にあった場合、その傷害の程度に応じて見舞金を支給する、助け合いの制度です。

自動車やバイクが関係する事故だけでなく、自転車の転倒などの単独事故や、電車・バス、船舶や航空機などの運行上の事故(すべて事故証明書が必要)も対象となります。



子どもには学童等災害共済も

18歳未満のかたを対象とした学童等災害共済は、生活全般での事故によるけが(治療実日数7日以上の場合)を対象としています。(交通事故や登下校・部活動を含む学校等教育機関の管理下での事故は対象外です。)

加入手続きは、交通災害共済とあわせてできます。



	交通災害共済	学童等災害共済
加入できるかた	市内に居住し、住民基本台帳または外国人登録原票に登録されているかた	市内に居住し、住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている0歳から18歳未満のかた
年会費	大人500円 18歳未満100円	100円
共済期間	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで(4月1日以降に加入した場合は申込受付時から平成25年3月31日まで)	
加入方法	次の場所で加入申込書に会費を添えてお申し込みください ①交通安全対策課(市民会館事務棟2階)、各支所、川口駅前行政センター、西川口駅連絡室、蕨駅前芝連絡室、鳩ヶ谷駅連絡室 ②公民館での出張受付(下の日程表をご覧ください) ③加入申し込みの取りまとめを実施している町会・自治会	
対象となる事故	自動車、バイク、自転車など車両が関係した交通事故など(自転車の単独事故も警察署に交通事故の届け出をしてください)	①公園、広場などでの遊び中の事故 ②家庭などでの事故 ③スポーツによる事故 ④そのほか生活全般にわたる事故
見舞金	1等級の150万円から8等級の1万5千円まで、傷害の程度に応じて支給	1等級の100万円から7等級の1万5千円まで、傷害の程度に応じて支給(最低7日以上の治療実日数が必要です)

※交通・学童等災害共済の見舞金請求期限は事故発生日から1年以内です。1年を超える治療の場合は期限前に必ずご相談ください。

▶ 公民館での出張受付日程表(平成24年度募集分)

2月	9:30~11:30		13:30~15:30	
17日(金)	上青木公民館	コミュニティホール	南平公民館	講座室1号
21日(火)	前川南公民館	会議室	前川南公民館	会議室
22日(水)	芝北公民館	会議室	戸塚西公民館	ミーティング室
23日(木)	領家公民館	視聴覚室	横曽根公民館	会議室
24日(金)	芝富士公民館	図書室	芝富士公民館	図書室
28日(火)	里公民館	会議室1号		

みなさんのご加入をお待ちしています。

問い合わせ…
交通安全対策課庶務係
☎048-259-9023
FAX048-254-3471